誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地 団体名 代表者氏名

(EJ)

事業計画を申請した事業を行う法人その他の団体の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)が千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付要綱第2条第2項第一号イからいまでのいずれにも該当しないこと及び事業実施計画を申請した事業が同項第二号に該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業実施計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

押印し、提出すること。

なお、電子媒体により申請する場合は、原本は申請者が保管 し、県の求めに応じて提示できるようにしておくこと。